

NPO 法人 cocokara 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、NPO 法人 cocokara と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、事務所を群馬県前橋市に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、地域活動団体や様々な専門職などと協力しながら、何らかの高次脳機能障害のある脳損傷者（以下、「脳損傷者」）が自発的に安心して通える居場所をつくり、そこを拠点に地域における脳損傷者の健康と回復と社会参加を支える仕組み作りに寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- (2) 社会教育の推進を図る活動
- (3) まちづくりの推進を図る活動
- (4) 人権の擁護又は平和の推進を図る活動
- (5) 情報化社会の発展を図る活動
- (6) 職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動
- (7) 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

(事業)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次の特定非営利活動に係る事業を行う。

- (1) 脳損傷者の拠点に関する調査・研究事業
- (2) 脳損傷者が自発的に安心して通える拠点の運営事業
- (3) 脳損傷者の相談支援事業
- (4) 自立生活と社会参加を目的としたリハビリテーション事業
- (5) ピアサポート事業
- (6) 支援普及・啓発事業
- (7) 地域支援ネットワーク事業
- (8) 脳損傷に関する情報提供事業

- (9) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく一般相談支援事業
- (10) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく特定相談支援事業
- (11) 児童福祉法に基づく障害児相談支援事業
- (12) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく自立訓練（機能訓練・生活訓練）事業

第3章 会員

（種別）

第6条 この法人の会員は、次の2種とする。正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。

- (1) 正会員： この法人の目的に賛同して入会した個人又は団体
- (2) 賛助会員： この法人の事業を賛助するため入会した個人又は団体

（入会）

第7条 会員の入会については、特に条件を定めない。

- 2 会員として入会しようとするものは、理事会の議決を経て代表理事が別に定める入会申込書により、代表理事に申し込むものとし、代表理事は、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。
- 3 代表理事は、前項のものを入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

（入会金及び会費）

第8条 会員は、理事会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

（会員の資格の喪失）

第9条 会員が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき。
- (2) 本人が死亡し、若しくは失そう宣告を受け、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 継続して3年以上会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。

（退会）

第10条 会員は、代表理事が別に定める退会届を代表理事に提出して、任意に退会することができる。

（除名）

第11条 会員が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、理事会の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この法人の定款、規則等に違反したとき。

(2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

(抛出金品の不返還)

第12条 すでに納入した会費その他の抛出金品は、返還しない。

第4章 役員及び職員

(種別及び定数)

第13条 この法人に次の役員を置く。

(1) 理事 3人以上10人以内

(2) 監事 1人以上2人以内

2 理事のうち、1人を代表理事とし、3人以内の副代表理事を置くことができる。

(選任等)

第14条 理事は理事会において選任し、監事は総会において選任する。

2 代表理事及び副代表理事は、役員の間選とする。

3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは三親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員その配偶者及び三親等以内の親族が役員総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。

4 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

(職務)

第15条 代表理事は、この法人を代表し、その業務を総理する。

2 代表理事以外の理事は、法人の業務について、この法人を代表しない。

3 副代表理事は、代表理事を補佐し、代表理事に事故あるとき又は代表理事が欠けたときは、代表理事があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。

4 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び総会の議決及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。

5 監事は、次に掲げる職務を行う。

(1) 理事の業務執行の状況を監査すること。

(2) この法人の財産の状況を監査すること。

(3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。

(4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。

(5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、又は理事会の招集を請求すること。

(任期等)

第16条 役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 前項の規定に関わらず、後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を伸長する。
- 3 補欠のため、又は増員によって就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。
- 4 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第17条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第18条 役員が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、理事は理事会の議決により、監事は総会の議決により、当該役員を解任することができる。この場合、理事会又は総会において議決する前に当該役員に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 心身の故障により職務の遂行に堪えない状況にあると認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(報酬等)

第19条 役員には、報酬を与えることができる。ただし、役員のうち報酬を受ける者の数は、役員総数の3分の1以下でなければならない。

- 2 役員には、その業務を執行するために要した費用を弁償することができる。
- 3 前2項に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、代表理事が別に定める。

(職員)

第20条 この法人に、事務局長その他の職員を置くことができる。

- 2 職員は、代表理事が任免する。

第5章 総会

(種別)

第21条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(構成)

第22条 総会は、正会員をもって構成する。

(権能)

第23条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散
- (3) 合併
- (4) 事業報告及び活動決算
- (5) 監事の選任又は解任
- (6) その他運営に関する重要事項

(開催)

第 24 条 通常総会は、毎事業年度 1 回開催する。

2 臨時総会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。
- (2) 正会員総数の 5 分の 1 以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第 15 条第 5 項第 4 号の規定により、監事が招集するとき。

(招集)

第 25 条 総会は、第 24 条第 2 項第 3 号の場合を除き代表理事が招集する。

2 代表理事は、第 24 条第 2 項第 1 号及び第 2 号の規定による請求があったときは、その日から 30 日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法をもって、少なくとも会日の 5 日前までに通知しなければならない。

(議長)

第 26 条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

(定足数)

第 27 条 総会は、正会員総数の 2 分の 1 以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第 28 条 総会における議決事項は、第 25 条第 3 項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。ただし、議事が緊急を要するもので、出席した正会員の 2 分の 1 以上の同意があった場合は、この限りではない。

2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第 29 条 各正会員の表決権は、平等なるものとする。

2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面、又は書面に代えて電磁的方法、又はオンライン会議システムにより表決し、若しくは他の正会員を代理人として

表決を委任することができる。

- 3 前2項の規定により表決した正会員は、第27条、第28条第2項、第30条第1項第2号、第52条及び第54条の適用については、総会に出席したものとみなす。
- 4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第30条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 正会員総数及び出席者数（書面表決者、電磁的方法による表決者又はオンライン会議システムによる表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。）
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名しなければならない。

第6章 理事会

(構成)

第31条 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第32条 理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
 - (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
 - (3) 会計年度内における予算の追加又は更正に関する事項
 - (4) その事業年度内の収益をもって償還する短期借入金を含み、借入金、その他新たな義務の負担及び権利の放棄に関する事項
 - (5) この法人の事務を処理するため、事務局の設置及び職員の任免に関する事項
 - (6) その他総会の議決を要しない業務の執行に関する事項
- 2 前項第3号乃至第5号の事項に係る議決を行った場合、当該年度の総会における報告事項とする。

(開催)

第33条 理事会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1) 代表理事が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の2分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面あるいは電磁的方法をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第15条第5項第5号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(招集)

第 34 条 理事会は、代表理事が招集する。

- 2 代表理事は、前条第 2 号及び第 3 号の規定による請求があったときは、その日から 14 日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法をもって、少なくとも会日の 5 日前までに通知しなければならない。

(議長)

第 35 条 理事会の議長は、代表理事がこれに当たる。

(定足数)

第 36 条 理事会は、理事総数の過半数の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第 37 条 理事会における議決事項は、第 34 条第 3 項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

- 2 理事会の議事は、この定款に別に定めるもののほか、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第 38 条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない役員は、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的方法をもって表決することができる。
- 3 前 2 項の規定により表決した理事は、第 36 条、第 37 条第 2 項、及び第 39 条第 1 項第 2 号の適用については、理事会に出席したものとみなす。
- 4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第 39 条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面、電磁的方法による表決者にあつては、その旨を付記すること。）
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人 2 人以上が署名しなければならない。

第 7 章 資産及び会計

(資産の構成)

第40条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立の時の財産目録に記載された資産
- (2) 入会金及び会費
- (3) 寄附金品
- (4) 財産から生じる収益
- (5) 事業に伴う収益
- (6) その他の利益

(資産の区分)

第41条 この法人の資産は、特定非営利活動に係る事業に関する資産とする。

(資産の管理)

第42条 この法人の資産は、代表理事が管理し、その方法は、理事会の議決を経て、代表理事が別に定める。

(会計の原則)

第43条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

(会計の区分等)

第44条 この法人の会計は、特定非営利活動に係る事業に関する会計とする。

(事業計画及び予算)

第45条 この法人の事業計画及びこれに伴う活動予算は、代表理事が作成し、理事会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第46条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、代表理事は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用することができる。

2 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

(予備費の設定及び使用)

第47条 予算超過または予算外の費用に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。

2 予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。

(予算の追加及び更正)

第48条 予算作成後にやむを得ない事由が生じたときは、理事会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第 49 条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、代表理事が作成し、監事の監査を受け、総会の承認を経なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第 50 条 この法人の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日に終わる。

(臨機の措置)

第 51 条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事会の議決を経なければならない。

第 8 章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第 52 条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の 4 分の 3 以上の多数による議決を経、かつ、法第 25 条第 3 項に規定する事項を変更する場合、所轄庁の認証を得なければならない。

(解散)

第 53 条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする事業の成功の不能
- (3) 正会員の欠亡
- (4) 合併
- (5) 破産手続開始の決定
- (6) 所轄庁による設立の認定の取消し

2 前項第 1 号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の 4 分の 3 以上の承諾を得なければならない。

3 第 1 項第 2 号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

4 この法人が解散したときは、合併及び破産手続開始の決定の場合を除き、理事を清算人とする。

(残余財産の帰属)

第 54 条 この法人が解散（合併又は破産手続開始の決定による解散を除く。）したときに残存する財産は、法第 11 条第 3 項に掲げる者のうち、総会に出席した正会員の過半数の議決により選定した者に譲渡するものとする。

(合併)

第 55 条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の 4 分の 3 以上の議決を経、かつ、所

轄庁の認証を得なければならない。

第9章 公告の方法

(公告の方法)

第56条 この法人の公告は、官報に掲載して行う。ただし、法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告については、この法人のホームページに掲載して行う。

第10章 雑則

(細則)

第57条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、代表理事がこれを定める。

附 則

- 1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の入会金及び会費は、第8条にかかわらず、別途定める。
- 3 この法人の設立当初の役員は第14条第1項及び第2項の規定にかかわらず、別表のとおりとし、その任期は、第16条第1項の規定にかかわらず、設立の日から令和9年6月30日までとする。
- 4 この法人の設立当初の事業計画及び活動予算は、第45条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところにする。
- 5 この法人の設立当初の事業年度は、第50条の規定にかかわらず、設立の日から令和8年3月31日までとする。

別 表

役職名	氏 名	備 考
理事	繁野 玖美	代表理事
〃	山口 智晴	副代表理事
〃	南雲 志菜	副代表理事
〃	相川 真人	
〃	繁野 研	
〃	平野 藍子	
〃	平野 圭一	
〃	吉澤 京介	
監事	小川 敏子	

附則 令和8年〇月〇日一部変更(第5条関係)

令和8年度事業計画書

(令和8年4月1日から令和9年3月31日まで)

NPO法人 cocokara

1 事業実施の方針

『ぐんま脳損傷者地域拠点プロジェクト』から引き継いだ事業を円滑に、かつ、脳損傷者や家族のニーズに合うよう柔軟に展開する。支援者や一般市民に高次脳機能障害について正しく理解してもらい、相談やリハビリテーション、交流の場があることを知ってもらう。

指定相談支援事業所を開設し、適正な運営と適切な相談支援を行い、常設拠点を維持できる安定した財政基盤を築く。

2 事業の実施に関する事項

事業名	事業内容	実施予定日時	実施予定場所	従事者の予定人数	受益対象者の範囲及び予定人数
脳損傷者の拠点に関する調査・研究事業	高次脳機能障害のある人や家族の困りごとについて、聞き取り調査を行う。	通年	事務所他	3人	不特定多数
脳損傷者が自発的に安心して通える拠点の運営事業	安全で安心できるように拠点を運営する。	通年	常設拠点	3人	会員、脳損傷者、家族、支援者など 延べ300人
脳損傷者の相談支援事業	年齢や発症からの期間に関わりない制度外のサービスとして実施する。	通年	常設拠点他	1人	脳損傷者、家族など 延べ150人
自立生活と社会参加を目的としたリハビリテーション事業					
ピアサポート事業	月1回の自助グループの企画運営を行う。	通年	区民館他	5人	脳損傷者、家族、支援者、関係者など 延べ150人
支援普及・啓発事業	ヒューマンライブラリーCOZY対話カフェを開催する。支援者等を対象にワークショップを開催する。	年5回	事務所、区民館他	5人	脳損傷者、家族、支援者、関係者、一般市民など 延べ90人

地域支援ネットワーク事業	他機関と連携して、専門性を生かしたスポット支援等を行う。	通年	事務所、他機関、区民館他	4人	脳損傷者、家族、支援者、地域住民など延べ60人
脳損傷に関する情報提供事業	HPやSNSなどで事業や脳損傷についての情報を発信する。	通年	事務所、区民館他	5人	不特定多数
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく特定相談支援事業	指定特定相談支援事業所を開設し、運営する。適切な計画相談支援を提供する。	6月～3月	事務所他	1人	障害者、障害児など50人
児童福祉法に基づく障害児相談支援事業	指定障害児相談支援事業所を開設し、運営する。適切な障害児相談支援を提供する。	9月～3月	事務所他	1人	

令和9年度事業計画書

(令和9年4月1日から令和10年3月31日まで)

NPO法人 cocokara

1 事業実施の方針

脳損傷者や家族の困りごとやニーズをより多くの人に知ってもらえるように、事業を企画し運営する。他機関との連携を強化する。

指定相談支援事業所を適正に運営し、適切な相談支援を継続する。財政基盤を安定させる。

2 事業の実施に関する事項

事業名	事業内容	実施予定日時	実施予定場所	従事者の予定人数	受益対象者の範囲及び予定人数
脳損傷者の拠点に関する調査・研究事業	高次脳機能障害のある人や家族への聞き取り調査の結果をまとめ、HPなどで公開する。	通年	事務所他	4人	不特定多数
脳損傷者が自発的に安心して通える拠点の運営事業	安全で安心できるように拠点を運営する。	通年	事務所	3人	会員、脳損傷者、家族、支援者など 延べ300人
脳損傷者の相談支援事業	年齢や発症からの期間に関わりない制度外のサービスとして実施する。	通年	事務所他	2人	脳損傷者、家族など 延べ150人
自立生活と社会参加を目的としたリハビリテーション事業					
ピアサポート事業	月1回の自助グループの企画運営を行う。	通年	区民館他	5人	脳損傷者、家族、支援者、関係者など 延べ150人
支援普及・啓発事業	ヒューマンライブラリーCOZY対話カフェを開催する。支援者等を対象にワークショップを開催する。	年5回	事務所、区民館他	5人	脳損傷者、家族、支援者、関係者、一般市民など 延べ100人

地域支援ネットワーク事業	他機関との連携を強化し、専門性を生かしたスポット支援等を行う。顔の見える地域支援ネットワークをつくる。	通年	事務所、他機関、区民館他	4人	脳損傷者、家族、支援者、地域住民など延べ70人
脳損傷に関する情報提供事業	HPやSNSなどで事業や脳損傷についての情報を発信する。	通年	事務所、区民館他	5人	不特定多数
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく特定相談支援事業	指定特定相談支援事業所を運営する。他機関との連携を強化し、適切な計画相談支援を提供する。	通年	事務所他	1人	障害者、障害児など50人
児童福祉法に基づく障害児相談支援事業	指定障害児相談支援事業所を運営する。他機関との連携を強化し、適切な障害児相談支援を提供する。	通年	事務所他	1人	

令和8年度 活動予算書

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

NPO法人cocokara
(単位:円)

科目	特定非営利活動に係る事業	合計
I 経常収益		
1. 受取会費		
正会員受取会費	60,000	60,000
賛助会員受取会費	6,000	6,000
2. 受取寄附金		
受取寄附金	5,446	5,446
施設等受入評価益	0	0
3. 受取助成金等		
受取民間助成金	300,000	300,000
受取補助金	0	0
4. 事業収益		
サービス利用支援費 (サービス利用支援費I、大人)	576,108	576,108
サービス利用支援費 (サービス利用支援費I、子供)	251,692	251,692
継続サービス利用支援費 (継続サービス利用支援費I、大人)	479,340	479,340
継続サービス利用支援費 (継続サービス利用支援費I、子供)	206,374	206,374
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく特定相談支援事業収益	0	0
自立生活と社会参加を目的としたリハビリテーション事業収益	72,000	72,000
5. その他収益		
受取利息	0	0
雑収益	0	0
経常収益計	1,956,960	1,956,960
II 経常費用		
1. 事業費		
(1) 人件費		
給料手当	0	0
相談支援専門員	300,000	300,000
法定福利費	0	0
退職給付費用	0	0
福利厚生費	0	0
人件費計	300,000	300,000
(2) その他経費		
会議費	0	0
旅費交通費	25,000	25,000
施設等評価費用	0	0
減価償却費	0	0
支払利息	0	0
贈謝金	48,000	48,000
通信運搬費	165,000	165,000
印刷製本費	20,000	20,000
消耗品費	53,000	53,000
地代家賃	531,960	531,960
水道光熱費	120,000	120,000
使用料	20,000	20,000
事務費	70,000	70,000
その他費用 一般	4,000	4,000
その他費用 事業	400,000	400,000
その他経費計	1,456,960	1,456,960
事業費計	1,756,960	1,756,960
2. 管理費		
(1) 人件費		
役員報酬	200,000	200,000
給料手当	0	0
法定福利費	0	0
退職給付費用	0	0
福利厚生費	0	0
人件費計	200,000	200,000
(2) その他経費		
会議費	0	0
旅費交通費	0	0
減価償却費	0	0
支払利息	0	0
その他経費計	0	0
管理費計	200,000	200,000
経常費用計	1,956,960	1,956,960
当期経常増減額	0	0
III 経常外収益		
1. 固定資産売却益		
経常外収益計		0
IV 経常外費用		
1. 過年度損益修正損		
経常外費用計	0	0
経理区分振替額	0	0
当期正味財産増減額	0	0
前期繰越正味財産額		0
次期繰越正味財産額		0

※その他の事業を実施しない

令和9年度 活動予算書

令和9年4月1日から令和10年3月31日まで

NPO法人cocokara
(単位:円)

科目	特定非営利活動に係る事業	合計
I 経常収益		
1. 受取会費		
正会員受取会費	60,000	60,000
賛助会員受取会費	6,000	6,000
2. 受取寄附金		
受取寄附金	0	0
施設等受入評価益	0	0
3. 受取助成金等		
受取民間助成金	200,000	200,000
受取補助金	0	0
4. 事業収益		
サービス利用支援費(サービス利用支援費I、大人)	576,108	576,108
サービス利用支援費(サービス利用支援費I、子供)	431,472	431,472
継続サービス利用支援費(継続サービス利用支援費I、大人)	479,340	479,340
継続サービス利用支援費(継続サービス利用支援費I、子供)	353,784	353,784
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく特定相談支援事業収益	0	0
自立生活と社会参加を目的としたリハビリテーション事業収益	72,000	72,000
5. その他収益		
受取利息	0	0
雑収益	256	256
経常収益計	2,178,960	2,178,960
II 経常費用		
1. 事業費		
(1) 人件費		
給料手当	0	0
相談支援専門員	360,000	360,000
法定福利費	0	0
退職給付費用	0	0
福利厚生費	0	0
人件費計	360,000	360,000
(2) その他経費		
会議費	0	0
旅費交通費	25,000	25,000
施設等評価費用	0	0
減価償却費	0	0
支払利息	0	0
謝礼金	48,000	48,000
通信運搬費	165,000	165,000
印刷製本費	20,000	20,000
消耗品費	53,000	53,000
地代家賃	531,960	531,960
水道光熱費	120,000	120,000
使用料	20,000	20,000
事務費	84,000	84,000
その他費用 一般	32,000	32,000
その他費用 事業	480,000	480,000
その他経費計	1,578,960	1,578,960
事業費計	1,938,960	1,938,960
2. 管理費		
(1) 人件費		
役員報酬	240,000	240,000
給料手当	0	0
法定福利費	0	0
退職給付費用	0	0
福利厚生費	0	0
人件費計	240,000	240,000
(2) その他経費		
会議費	0	0
旅費交通費	0	0
減価償却費	0	0
支払利息	0	0
その他経費計	0	0
管理費計	240,000	240,000
経常費用計	2,178,960	2,178,960
当期経常増減額	0	0
III 経常外収益		
1. 固定資産売却益		0
経常外収益計		0
IV 経常外費用		
1. 過年度損益修正損		0
経常外費用計	0	0
経理区分振替額	0	0
当期正味財産増減額	0	0
前期繰越正味財産額		0
次期繰越正味財産額		0

※その他の事業を実施しない